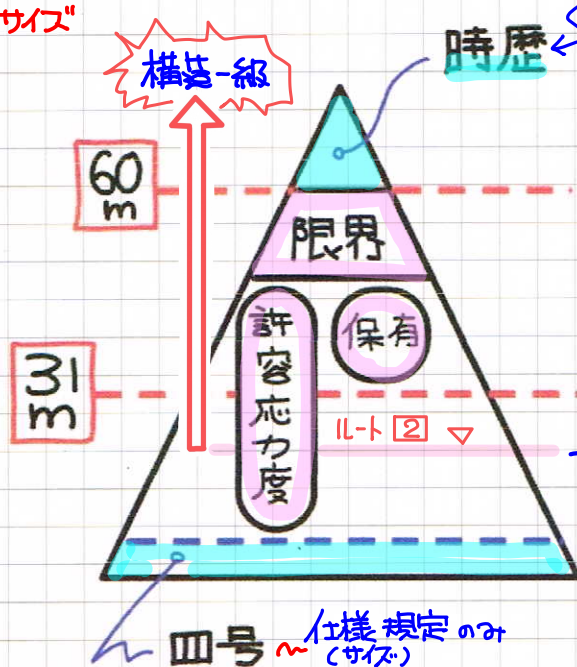


## 【構造耐力】■法20条(1項)■

|    |             |
|----|-------------|
| 一号 | 超60m        |
| 二号 | 60m以下 / 大規模 |
| 三号 | 60m以下 / 小規模 |
| 四号 | 三号以外の小規模    |

計算  
↓  
サイズサイズ  
・寸法

仕様規定

耐

耐久性等  
関係規定  
(A36条)耐圧等、2  
令81条(1項)

## ■法6条の3「構造計算適合判定」■

① 時歴 は フォー...

② 限界と 保有 は 適用

③ フロアラム 適用

コレ  
あ、2も!!

適半!!

規模

3階以下

RC  
(SRC)

20m以下

+

S

高 13m以下  
軒高 9m以下

+ (四)号

## ■除外(ただし書き)■

31m以下の構造計算が比較的容易な建築物は  
 所定の要件を備えた建築主事又は確認検査員が  
 確認審査を行う場合は、適合性判定の対象と  
 ならない。

木造

高さ 13m以下・軒高 9m以下  
 2階以下 / 500m<sup>2</sup>以下

・その他 平家 200m<sup>2</sup>以下

## 【積載荷重】■令85条2項■

- ★教室の柱の垂直荷重による圧縮力の計算において、建築物の実況によらないで積載荷重を計算する場合、床の積載荷重として採用する数値は、柱のささえる床の数が3のときは1,800N/m<sup>2</sup>とすることができる。

積載 L2も良... 上限値

(正・誤)

表  $2.100 \times 0.9 = 1.890 \text{ N/m}^2 > 1.800 \text{ N/m}^2$

★劇場etcは減55%!!

## 【地震力】■令88条1項 / 4項■

- ★地上部分の各部分に作用する地震力は、一般に、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に地震層せん断力係数を乗じて計算する。

- ★地下部分の各部分に作用する地震力は、一般に、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に水平震度を乗じて計算する。

(K)

## ●【地震力】■令82条の5(1項)■

限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期(常時及び積雪時)及び短期(積雪時、暴風時及び地震時)の各応力度が、それぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめなければならない。

(正・誤)